

カードローン「むさしのスマートネクスト」契約規定

第1条（契約）

本契約は、借主からの申込を銀行が承諾したときに成立するものとします。

第2条（取引方法）

- (1) カードローンむさしのスマートネクストによるカードローン取引（以下「この取引」という。）は、株式会社武蔵野銀行（以下「銀行」という。）本支店のうち1か店でのみ行うことができるものとします。また、銀行で取扱っている「この取引」以外のカードローン契約と重複する契約を行うことはできません。
- (2) この取引は、「むさしのスマートネクスト」の名称表示のあるカード（以下「ローンカード」という。）、武蔵野銀行アプリ、インターネットバンキングの使用による当座貸越取引の専用口座とし、小切手・手形の振出しあるいは引受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
- (3) この取引に基づく当座貸越は、ローンカードの使用、武蔵野銀行アプリ、インターネットバンキング、または所定の払戻請求書による窓口貸出の方法、及び第3条の自動融資により行うものとします。なお、窓口貸出については契約店のみで取扱可能とし、貸越金は返済用預金口座に入金するものとします。
- (4) 前項にかかわらず銀行が認めた場合に限り、借主は銀行所定の手続きをしたうえで借主名義の返済用指定口座に当座貸越の代わり金を入金する方法により当座貸越の借入ができるものとします。

第3条（自動融資）

- (1) カードローンむさしのスマートネクスト申込書（兼カードローン契約書兼保証委託契約書）により届け出た指定預金口座が別に依頼のある口座振替契約書等の自動支払いによる出金のため資金不足となったとき、その不足相当分をこのカードローン口座から自動的に出金します。これを自動融資といいます。ただし、指定預金口座の資金不足が預金の払戻し、預金間の振替、送金、第8条の貸越金利息の支払い、第9条の約定返済、その他借入がある場合、当該借入の返済および定期預金、定期積金への振替による場合は除きます。
- (2) 前項の自動融資によるカードローン口座からの出金は、指定預金口座に総合口座の当座貸越の利用がある場合、その当座貸越の利用限度を超える場合に実行するものとします。
- (3) 指定預金口座に同日、数件の自動振替による請求があり、資金不足が自動融資をすることができる額を超えるときは、そのいずれの口座振替請求額相当分を自動融資するかは、銀行の任意とします。
- (4) 指定預金口座への自動融資による入金（カードローン口座からの出金）と同日付のその他の入金とは、銀行所定の順序によるものとします。
- (5) 本条による自動融資機能は、借主の希望により機能を付与しないことができます。

第4条（取引期間）

- (1) この取引による当座貸越契約の有効期間は、この契約締結の日から3年後の応当日が属する月の月末とします。ただし、期間満了日の前日までに当事者の一方から契約を延長しない旨の意思表示がない場合には、この期間はさらに同期間延長するものとし、以後も同様とします。
- (2) 期間満了日の前日までに当事者の一方から期間を延長しない旨の申出がなされた場合には次のとおりとします。
 - ① このカードは契約店に返却するものとします。
 - ② 期間満了日の翌日以降この取引による当座貸越はうけられません。
 - ③ 貸越元利金はこの取引規定の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日にこの取引は当然に解約されるものとします。
 - ④ 期間満了日に貸越元利金がない場合は期間満了日の翌日にこの取引は当然に解約されるものとします。
- (3) 借主において相続開始があったときには、(1)にかかわらず本契約は終了するものとし、借主の相続人等

が当座貸越を受けることはできません。

第5条（取引期間の年齢制限）

第4条(1)にかかわらず、借主が満65歳を超えたときは、取引期間の延長は行わないものとします。その後の手続は第4条(2)と同様とします。

第6条（貸越極度額と利用限度額）

- (1) この取引により銀行から借入できる極度額は銀行および保証会社が審査の上決定し、銀行から貸越を受ける極度額は契約画面上の契約内容通知書により確認するものとします。
- (2) 前項の極度額を超えて銀行が当座貸越を行った場合にもこの規定が適用されるものとし、その場合は銀行から請求があり次第、直ちに極度額を超える金額を支払うものとします。
- (3) 借主の信用状況に関する銀行の審査により、相当と認められた場合、銀行は貸越極度額を増額することができるものとします。
- (4) 前項の場合、貸越極度額を増額に関しては、銀行は借主へ変更後の貸越極度額および変更日を書面により通知するものとします。
- (5) 銀行及びエム・ユー信用保証株式会社（以下「保証会社」という）は、借主の信用状況に関する審査により、貸越極度額を上限として利用限度額を定めます。
- (6) 借主について、次の各号のいずれかにあたる場合、銀行及び保証会社は利用限度額を減額（利用限度額を0にすることを含みます）することができるものとします。
 - ① 本契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 - ② 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により減額が相当と認められたとき。
- (7) 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められた場合、銀行および保証会社は貸越極度額を上限として利用限度額を増額することができるものとします。
- (8) この取引にかかる利用限度額の変更に関しては、銀行から書面により通知するものとします。

第7条（当座貸越の利用停止）

- (1) 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、銀行は当座貸越の利用を停止できるものとします。
 - ① 本契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 - ② 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められたとき。
- (2) 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められた場合、銀行は当座貸越の利用の停止を解除することができるものとします。
- (3) (1)の取扱いにより当座貸越の利用が停止されている間、返済は第8条及び第9条の定めにより行うものとします。

第8条（貸越金利息等）

- (1) この取引による貸越金利息（この取引のために銀行が負担する保証会社の保証料相当金額を含む）は付利単位を100円とし、毎月7日（銀行休業日の場合は翌営業日）に銀行所定の利率・方法により計算のうえ、貸越金元金に組入れるものとします。
- (2) 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は下記の通りとします。

(年365日の日割計算)

貸越極度額	利率
極度額 10 万円～50 万円	年14.8%
極度額 60 万円～90 万円	年13.5%
極度額 100 万円～190 万円	年12.0%
極度額 200 万円～290 万円	年9.0%
極度額 300 万円～340 万円	年6.0%
極度額 350 万円～390 万円	年 5.5%
極度額 400 万円～490 万円	年 4.3%
極度額 500 万円～640 万円	年 4.0%
極度額 650 万円～790 万円	年3.5%
極度額 800 万円	年1.4%～1.7%

- (3) 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は利率、及び損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。

第9条（約定返済）

- (1) この取引にもとづく毎月の返済は毎月7日（銀行休業日の場合は翌営業日）に当座貸越借入金残高に応じて次のとおり返済を行うものとします。

前月7日の当座貸越借入金残高	毎月約定返済額
2,000円未満	貸越残高全額
2,000円～10万円以下	2,000円
10万円超～20万円以下	4,000円
20万円超～30万円以下	6,000円
30万円超～40万円以下	8,000円
40万円超～50万円以下	10,000円
50万円超～70万円以下	12,000円
70万円超～100万円以下	15,000円
100万円超～150万円以下	20,000円
150万円超～200万円以下	25,000円
200万円超～250万円以下	30,000円
250万円超～300万円以下	35,000円
300万円超～350万円以下	40,000円
350万円超～400万円以下	45,000円
400万円超～450万円以下	50,000円
450万円超～500万円以下	55,000円
500万円超～600万円以下	60,000円
600万円超～700万円以下	65,000円
700万円超～800万円以下	70,000円

- (2) (1)にかかわらず、返済日において第8条(1)による貸越金利息が貸越金元金に組入れられた後の当座貸越借入金残高が(1)に定める毎月約定返済額以下の場合は、この全額を返済金額とします。

第10条（自動引落し）

第9条による返済は自動引落しの方法によることとし、別途借主が指定したこの取引の返済用預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず引落しを行います。なお、万一預け入れが遅延した場合、銀行は預け入れ後いつでも自動引落しができるものとします。

第11条（任意返済）

- (1) 第9条による約定返済のほかカードローン口座へ直接入金することにより随時に任意の金額を返済することができます。ただし、証券類はカードローン口座へ直接入金できないものとします。
- (2) 現金自動預入支払機による入金の場合は、当座貸越残高相当額までの入金となります。当座貸越残高相当額を超えて入金がある場合は返済用預金口座へ入金します。

第12条（諸費用の引落し）

この取引による銀行の定める手数料や印紙代等の費用は、銀行所定の日、方法により、返済用預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず引落しできるものとします。

第13条（即時支払）

- (1) 借主は次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知、催告等がなくても貸越元利金の全額について弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払うものとします。
 - ① 第9条の返済を遅延し、書面等により督促しても翌月の返済日までに返済額相当額を返済しなかったとき。
 - ② 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
 - ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき、またはその他債務整理手続の着手、申立等があったとき。
 - ④ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤ 借主の預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押、または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ⑥ 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき。
 - ⑦ 借主が自ら営業を廃止する等により支払を停止したとき。
- (2) 借主は次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの請求があり次第、貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払うものとします。
 - ① 銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - ② 借主が銀行の取引約定に違反したとき。あるいは銀行に虚偽の資料提供または報告を行ったとき。
 - ③ 借主が、第15条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - ④ 借主が振り出した手形の不渡りと借主が発生記録をした電子記録債権の支払不能とが、6ヶ月以内に生じたとき。
 - ⑤ 前各号のほか、銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第14条（解約等）

- (1) 借主に第13条の(1)(2)各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行はいつでも当座貸越を中止し、またはこの取引を解約することができるものとします。
- (2) 本契約による当座貸越契約が終了した場合には、直ちに当座貸越元利金を弁済します。
- (3) この取引が解約された場合に貸越元利金があるときは、借主は直ちにそれらを支払うものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

(1) 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(3) 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は、この契約による債務のほか銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

(4) 第3項の規定により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

(5) 借主は、前4項の規定が、この契約にもとづく借入のほか、銀行との間の他の契約にもとづく既存の借入が存在する場合はその全てについて、最初の契約締結日に遡って適用されることを確約します。なお、当該既存借入に適用されていた約定期中に、反社会的勢力の排除に関する条項が存在した場合には、当該条項は前4項のとおり変更のうえ遡って適用されるものとし、当該条項が存在しなかった場合には、前4項が新たに遡って適用されるものとします。また、既存借入に適用されていた約定のうち、本項により変更等されるものを除くその他の約定は、引き続き有効なものとします。

第16条（銀行からの相殺）

(1) 借主がこの取引による債務を履行しなければならない場合には、銀行は貸越元利金等と預金その他銀行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。

(2) (1)によって相殺をする場合、債権債務の利息および損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第17条（借主からの相殺）

(1) 借主は支払期にある預金その他銀行に対する債権とこの取引による債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。

- (2) (1)により相殺する場合には、相殺通知書は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は、届出印を押印した所定の払戻請求書と共に直ちに銀行に提出するものとします。
- (3) (1)によって相殺した場合における債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を銀行の計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。

第18条（債務の返済等にあてる順序）

- (1) この取引による債務のほか銀行に対する債務がある場合に、第15条により銀行から相殺するときは、銀行は債権保全上の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができるものとし、その指定に対して借主は異議を述べることはできません。
- (2) 借主から相殺する場合の債務の指定は各号のとおりとします。
- ① 借主はこの取引による債務のほか銀行に対する他の債務がある場合に、債務の返済または第17条により相殺するときは、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- ② 借主が前号による指定を行わなかったときは、銀行がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定できるものとし、その指定に対して借主は異議を述べることはできません。
- (3) 借主の債務のうち一つでも返済が延滞している場合などにおいて、(2)①に定められた借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保保証の状況等を考慮して返済または相殺する債務を指定することができます。
- (4) (2)②に定められた場合または(3)に定められた場合に、銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第19条（危険負担、免責条項等）

- (1) 銀行に差し入れた契約書等が事変、災害等銀行の責めに帰することのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済するものとします。なお、この場合、借主は銀行の請求により代りの証書等を差し入れるものとします。
- (2) ローンカードによる払戻しにおいて、当該カードが銀行が交付したものであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致すること等を銀行所定の方法により確認のうえ当座貸越を行ったとき、および所定の払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったうえで当座貸越を行ったときは、それらの書類、印鑑、カード、暗証等につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害は借主の負担とし、銀行は責任を負いません。
- (3) インターネットバンキング、武蔵野銀行アプリによる払戻しにおいて本人確認のために入力または通知されたID・パスワード等の情報と当行に登録されている情報が一致することを銀行所定の方法により確認のうえ当座貸越を行ったときは、ID・パスワード等の情報につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害は借主の負担とし、銀行は責任を負いません。

第20条（届出事項の変更）

- (1) 借主は氏名、住所、印章、電話番号その他の届出事項に変更があったときは直ちに書面によって契約店に届出るものとします。
- (2) (1)の届け出を怠ったため、銀行に最後に届け出のあった氏名、住所にあてて銀行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第21条（成年後見人等の届け出）

- (1) 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届け出るものとします。
- (2) 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意

後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届け出るものとします。

- (3) 借主またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも(1)(2)と同様に銀行に届け出るものとします。
- (4) 借主またはその代理人は、(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に銀行に届け出るものとします。
- (5) (1)から(4)の届出の前に生じた借主またはその代理人の損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、銀行は責任を負わないものとします。

第22条（契約規定の変更）

- (1) 銀行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を銀行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

第23条（報告・調査）

- (1) 銀行が債権保全上必要と認め、財産、収入等について、資料の提供または報告を求めたときには、借主は直ちにこれに応じるものとします。
- (2) 借主は財産、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。
- (3) 銀行が第4条(1)の期間延長に関する審査等のため資料の提供または報告を求めたときには、借主は直ちにこれに応じるものとします。

第24条（合意管轄）

借主はこの取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第25条（個人情報の取扱いに関する同意）

借主は、別途定めのある「個人情報の取扱いに関する同意条項」の内容に同意するものとします。

以上